

2017年2月8日

各位

認定放送持株会社の認定の取得に関するお知らせ

株式会社毎日放送

当社は、本日、総務大臣による放送法第159条第1項に基づく認定放送持株会社の認定を得ることが決まりました。これにより、当社及び当社グループは本年4月1日に正式に認定放送持株会社体制に移行する運びとなりましたので、お知らせいたします。

また、「株式会社毎日放送」に対して当社からテレビジョン放送、中波放送、FM補完中継の免許を承継する申請を行っていましたが、総務大臣により4月1日付の承継が許可される予定となりましたので、併せてお知らせいたします。

今回の体制移行につきましては、昨年9月29日の臨時株主総会でご承認いただいた通り、当社は4月1日に商号を「株式会社MBSメディアホールディングス」に変更し、グループ経営管理事業、不動産関連事業及び太陽光発電事業を行ってまいります。

同時に、当社子会社である毎日放送分割準備株式会社が4月1日付で「株式会社毎日放送」に商号変更し、この「株式会社毎日放送」に当社が長年にわたって行ってきたテレビ・ラジオの放送事業やイベント事業を承継いたします。

なお、4月1日付の「株式会社MBSメディアホールディングス」と「株式会社毎日放送」の体制の詳細につきましては、本年1月26日付の当社プレスリリース「認定放送持株会社体制への移行に伴う当社及び子会社の体制に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本件問い合わせ先：経営戦略室 阿部・齊藤
電話：06-6359-1123（代表）